

# 市川市マンション管理組合協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、市川市マンション管理組合協議会（略称「市管協」、以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は市川市内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市川市内に所在するマンション管理組合、区分所有者及び居住者（以下「マンション居住者等いう。」）の市内に止まらず、広域に幅広く相互のコミュニケーションをはかり、マンションの適正な管理・運営を推進する。またマンション居住者等の日常生活が良好で快適かつ安心・安全を確保できること及び地方自治体等と連携を図ることによって、地域並びにマンションの快適な住環境を形成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目の調査、研究及び情報交換を主たる活動方針とする。

(1) 管理組合運営

- ①将来ビジョンの策定及び長期的な修繕・改修計画の策定とその実施、日常の建物・設備等の維持管理
- ②管理費・修繕積立金等の適正な徴収と滞納対策、管理費や積立金等の管理・運用
- ③管理会社との適正な付き合い方と変更等の仕方<管理委託契約の適正化>
- ④管理規約並びに細則等の改正
- ⑤その他の事項

(2) 住まい方

- ①ゴミ出し等の共用部の使用におけるマナー
- ②ペットの飼い方、騒音問題等専有部分におけるマナー
- ③駐車場・駐輪場の設置等の問題
- ④その他の事項

(3) 地域コミュニティ

- ①マンション内及び地域コミュニティにおける防犯・防災対策
- ②青少年の健全な育成のための地域コミュニティとの連携
- ③各種イベントの実施等による、世代間のコミュニケーションの促進

- ④その他、マンション管理の円滑化と地域コミュニティも含めた快適な住環境の形成に資する事項

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号にあげる事業を行う。

- (1) 市川市及びその他の公共団体等と連携しつつ、マンション居住者間等に対して勉強会及び交流会等の実施
- (2) マンション管理及び地域コミュニティに関する関連諸団体・組織等との連絡及び渉外活動
- (3) 会報等の発行、ホームページの運営等の広報活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と思われる事業

### (構成)

第5条 本会は、正会員(以下「会員」という。)及び賛助会員により構成する。

### (会員)

第6条 正会員は、当会の目的と事業に賛同する市川市内に所在するマンション管理組合(管理組合法人を含む)を単位とし、その代表者1名を正会員として登録する。但し、複数の管理組合からなる団地等は、団地管理組合等を単位とすることができる。

2 当会の目的と事業に賛同する市川市内に所在するマンション及び市外の区分所有者または居住者等の個人を単位として幅広く正会員として登録する。

3 前2項に該当しないものであって、当会の目的と事業に賛同し、当会の事業を支援するものを賛助会員として登録することができる。

### (入会)

第7条 本会の目的に賛同し、会員または賛助会員として入会を希望する者は、入会申込を本会会長(以下「会長」という。)に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員または賛助会員として入会の承認を受けたものが納入期限までに納めるべき年会費を納めない場合は、理事会はその入会を取消することができる。

### (退会)

第8条 会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。但し、退会しようとする者は、所定の退会届書により退会しようとする1ヶ月前までに本会事務局まで届け出るもの

とする。

- 2 正会員の場合は管理組合が解散したとき、個人の場合は死亡、被後見人または被保佐人になったとき退会する。
- 3 正会員が1年以上年会費を滞納した場合、理事会の決議により退会させることができる。

(除 名)

第9条 会員または賛助会員は次の理由により総会の決議をもって除名された場合、本会を退会するものとする。

- (1) 当会の名誉を著しく傷つけたとき
  - (2) 違法行為により刑罰を受けたとき
  - (3) 当会の目的に反するような行為をしたとき
  - (4) 当会の会員としての義務に違反したとき
  - (5) 総会において理事または監事としてふさわしくない行為のため解任され、その解任決議に従わなかったとき
  - (6) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名しようとするときは、当該総会の開催日から1週間前までに当該会員または賛助会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において本人に弁明する機会を与えなければならない。
  - 3 除名の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の過半数以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(役 員)

第10条 本会を運営するため、本会には4名以上9名以下の理事及び2名以下の監事をおく。

- 2 理事の役職は、会長1名、副会長1名、事務局3名とし、必要に応じて役員会でこれ以外の役職を選任できるものとする。
- 3 理事と監事は兼ねることができないものとする。

(役員を選出)

第11条 本会の理事および監事は、総会員の中から総会決議により選任し、会長、副会長、事務局長及び理事の役職は、理事の互選により選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

2 会長の任期も前項と同様とする。但し会長の再任は、連続する場合は原則として、2期4年とする。

3 補充のため選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 理事及び監事に、役員として相応しくない行為があったときは、総会の決議により、理事及び監事を解任することができる。

(役員職務)

第14条 役員は次の職務を行なう。

- 1 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 事務局は、本会の運営に係る連絡調整を行い、本会の事務全般を統括する。
- 4 役員会は、本会の企画・調整・執行その他重要事項を審議し決定する。
- 5 会計は、本会の金銭等の保管及び経理を行なう。
- 6 監事は、理事の職務の執行および会計監査を行ない、定時総会において報告しなければならない。また役員会に出席し、本会の運営について必要と認めるときは、意見を述べなければならない。

(会費)

第15条 本会の会費等は、会費に関する細則で定めるものとする。

(顧問)

第16条 本会は、当会の目的と事業に寄与する学識経験者・実務経験者等を顧問に置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で推挙された学識経験者・実務経験者等の中から会長が就任を要請し、書面による承諾を受けて会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営の基本方針に関し、会長の諮問に応じ役員会及び総会で意見を述べることができる。

- 4 顧問の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 5 総会の決議を得て、顧問に報酬を支払うことができる。

#### (総会)

第17条 本会の総会は、正会員で構成する。ただし、賛助会員は事前に役員会の承認を受けた場合に出席できるものとする。なお、この場合賛助会員には議決権はないものとする。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 3 会長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ヶ月以内に市川市内で開催するものとし、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 4 会長は、必要と認める場合には、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状及び議決権行使書による議決権行使を認めるものとする。なお、委任状の場合の代理人は会員でなければならない。
- 7 総会の議事は、本会則に別段の定めがあるときを除き出席会員の過半数の賛成をもって決議する。
- 8 総会は、正会員によって構成し、会員一人につき1議決権を有する。

#### (招集手続)

第18条 総会は、会長がこれを招集するものとする。

- 2 総会の招集は、理事の過半数で決する。
- 3 会員の5分の1以上の請求があったときは、役員会は総会の開催を決議しなければならない。
- 4 監事の1名以上が当会の事業の執行と財産の運用に不正があると認めるときは、監事は総会を招集することができる。
- 5 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、会員に通知を発しなければならない。
- 6 前項にかかわらず、特別の事情がある場合には、会長は、役員会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、前項の期間を短縮することができる。

#### (議決事項)

第19条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の改廃及び細則の制定・改廃
- (2) 会計決算および事業報告
- (3) 会計予算および事業計画
- (4) 理事及び監事の選任、解任
- (5) 本会の解散
- (6) 会員の除名
- (7) 総会で決議すると役員会が決議した事項

#### (総会決議の方法)

第20条 総会の決議は、議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数で議決する。ただし、当会の解散は総会員の半数以上であって、出席会員の議決権の過半数以上で議決する。

2 会則の改廃は、総会員の半数以上が出席し、出席会員の議決権の過半数以上で議決する。

#### (総会議事録の作成、保管等)

第21条 総会の議事については、議事録を作成し、これに開催日時、場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事及び監事の氏名、議事録の作成に携わった者の氏名等を記載し、議長及び出席した理事2名がこれに署名押印するものとする。

2 総会議事録は、その原本を当会事務局が保存し、その謄本を当該総会を運営した役員及びその総会で選任された役員が保存する。

3 総会議事録は、会員の請求があったときはこれに閲覧させなければならない。

4 総会議事録の要点は、理事会発行の会報等で会員及び賛助会員に開示されなければならない。

#### (役員会)

第22条 当会に役員会を設置する。

2 役員会は理事をもって構成する。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 会長は、理事の2分の1以上から請求があったときは、役員会を開催しなければならない。

6 監事は、役員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除いた理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

8 役員会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 理事の役職
- (2) 会員の入退会の承認
- (3) 各研究部会、交流部会等の専門委員会の設置
- (4) 事業の執行方法
- (5) 総会提出議案
- (6) 会計決算案、事業報告案、会計予算案、事業計画案の承認
- (7) 会報の発行
- (8) 当会の財産の管理
- (9) 事務局の管理監督
- (10) 顧問の推挙
- (11) その他必要な事項

9 役員会は、原則として毎月1度開催する。会長は、必要に応じて役員会を開催することができる。

(役員会議事録)

第23条 役員会の議事については、開催日時、場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

- 2 役員会議事録は、本会事務局がその事務所に原本及び謄本を保管するものとする。
- 3 会長は、会員の請求がある場合は議事録の謄本を閲覧させることができる。

(理事及び監事の報酬)

第24条 理事及び監事は、総会の議決を経て、報酬を受け取ることができる。

(専門委員会)

第25条 本会の事業を推進するために、役員会の決議により、理事会のもとに専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、各種研究部会、各種交流部会からなり、正会員・準会員・賛助会員及び学識経験者並びに実務経験者等で構成することができる。但し、委員のうち少なくとも1名は理事もしくは正会員とする。

(事務局)

第26条 当会には事務局を設置し、次の業務を行うものとする。

- (1) 当会の総会、理事会、専門委員会の事務
- (2) 当会の会計事務
- (3) 会報の発行と送付事務
- (4) 会員、賛助会員、関連団体・個人との連絡
- (5) その他、当会の事業の推進に必要な事務

2 事務局長には理事の一人を当てる。

3 事務局の事務員等の設置は、年度事業計画で定め、役員会の承認を得て事務局長担当理事が選任する。

(収入)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 本会の収入は、会費、寄付金、賛助会費、助成金(市川市条例よるいちサポによる支援金等)等、事業収入及びその他収入とする。会費の徴収方法については別に定めるものとする。

(支出)

第28条 当会の会計支出は、事業の推進に要する費用のほか事務の運営に必要な経費に支出する。

2 前項の支出は、総会決議予算の範囲内で理事会の承認のもとで行うものとする。

(会計書類)

第29条 会長は財産目録、収支報告書、事業報告書とこれらの附属の明細書を作成し、監事の会計監査を経て、定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

附 則

(会則の発効)

第1条 本会則は、平成21年2月11日から発効する。

(2) 本会則を一部改正して平成29年5月14日から施行する。

(最初の事業年度)

第2条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日より平成21年3月31日までとする。



(最初の理事及び監事の任期)

第3条 当会の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。